

長浜大気自動測定局の移転について

1 大気自動測定局の概要

- 大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき、大気汚染物質の自動測定局を県内 16 箇所に設置し 24 時間 365 日大気汚染状況の常時監視業務を行い、環境基準の達成状況の確認や光化学スモッグ注意報発令の基礎データを取得している。

番号	局名	種類	設置者
①	草津	一般環境測定局	滋賀県
②	守山	一般環境測定局	
③	八幡	一般環境測定局	
④	東近江	一般環境測定局	
⑤	長浜	一般環境測定局	
⑥	高島	一般環境測定局	
⑦	彦根	一般環境測定局	
⑧	自排草津	自動車排出ガス測定局	大津市
⑨	甲賀	一般環境測定局	
⑩	石山	自動車排出ガス測定局	
⑪	逢坂	自動車排出ガス測定局	
⑫	下阪本	一般環境測定局	
⑬	藤尾	一般環境測定局	
⑭	堅田	一般環境測定局	
⑮	膳所	一般環境測定局	
⑯	上田上	自動車排出ガス測定局	



2 長浜大気自動測定局（以下、「長浜局」という。）の移転について

- 昭和 55 年に長浜局を設置し、長浜地域での大気汚染状況を常時監視している。
- 現在の長浜局は、滋賀県調理短期大学敷地内（長浜市分木町 8-5）に設置（平成 17 年）しているが、このたび、滋賀県調理短期大学が令和 6 年度末（令和 7 年 3 月 31 日）に閉校することとなったため、移転が必要となった。



（地理院地図（国土地理院）を加工して作成）



赤枠：滋賀県調理短期大学の敷地
(地理院地図(国土地理院)を加工して作成)



現長浜局の写真

3 現在の状況と今後の方針

- ・ 令和7年度中に新局舎の設置や機器等の移設を行い、それらが完了次第、移転先での測定が開始できるよう、現在、長浜市内の県有地を候補地として移転先の検討を進めている。
- ・ 今後、移転先の周辺状況や大気環境の状況等を踏まえ、場所の検討を行い、その結果等について令和6年度の環境審議会水・土壌・大気部会で報告する。

【長浜局移転に係るスケジュール(想定)】

令和5年度：移転先の候補地の検討

令和6年度：移転先の確定

令和7年度：新局舎設置、機器等移設、
機器等の移設が完了次第、新局舎での測定開始